



厚生年金保険料を考える

毎年料率が上がる厚生年金保険料。しかし、それだけではすまない事態に物事が進みそうです。

厚生年金保険料が2倍になる？（日経ビジネス 11月号より）

現在、厚生年金保険料の標準報酬月額が月 62 万円で、保険料は月 101,754 円という上限があります。賞与も 1 回 150 万円（年間 300 万円）が上限となっています。ところが 10 月末の厚生労働省の社会保障審議会年金部会で健康保険と同じく標準報酬月額の上限を月 121 万円（賞与は年間 540 万円）に上げる案が示されました。

	標準報酬上限		保険料額	保険料率（会社+本人）
現行）厚生年金保険料	620,000 円		101,754 円	16.412%
新？）厚生年金保険料	1,210,000 円		198,582 円？	16.412%

狙いは、現在の制度だと上限が決まっているため、年収の高い人ほど実質負担額が低くなり、低所得層とのバランスをとることが必要というものです。たとえば現在の制度では月給が 200 万円でも厚生年金保険料は上限額の 101,754 円で頭打ちとなり実質の負担率は約 5%となります。一般は約 16%の負担率なのにこれは不公平ではないかということです。公平となるように改善するように見えて、実はそこには支払うべき年金の財源を捻出するという本音が見え隠れしています。

仮に今回、実現すると、影響を受けるのは月々の報酬額が 635,000 円超の方々になります。

たとえば月 70 万円の報酬額の方は、厚生年金保険料が月 13,130 円（会社+本人の合算額）従来より増えることが予想されます。額をご覧のとおり、一般職員というより役員等の経営者の方々の報酬に影響して内容となっています。報酬の見直しが必要となってくるかもしれません。

またパートさんの社会保険加入適用基準を「週の労働時間 20 時間以上、または年収 65 万円以上」（現在は正社員の 3/4 以上の労働時間）にするという案が出されています。これにより 400 万人と健康保険・厚生年金保険に加入する対象者が増加し、納められる保険料も大幅に増加するのではという国の目論みが背景にあります。厚生年金保険料だけにしぼって言及しますと、経営者は保険料を大きく増えないようにするために、役員報酬を抑える。パートさんについては、社会保険に加入しないでとなると、労働時間をかなり短くせざるをえないということになってしまいます。お困りの際はぜひ弊社担当へご相談下さい。

助成金のお知らせ

3 年以内既卒者採用拡大奨励金・3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金の**実施期間延長**

旧）平成 24 年 3 月末までの時限措置

新）（基本）平成 24 年 6 月末までに10-ワークから紹介

（東日本大震災特例措置）平成 25 年 3 月末までに10-ワークから紹介

（東日本大震災特例措置）「震災特例専用求人」を提出してあることが必須

実施期間延長